



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
3月31日(火)  
号外  
第22号

## 目次

### 規 則

○栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定	1
○栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正	1
○栃木県農業大学校規則の一部改正	4
○栃木県財務規則の一部改正	6
○栃木県飼料検定条例施行規則の廃止	9
○栃木県収入証紙条例施行規則の廃止等	10

### 企 業 局

○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正	17
○栃木県公営企業財務規程の一部改正	18

## 規 則

### 栃木県規則第22号

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第40号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。

### 栃木県規則第23号

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県環境影響評価条例施行規則（平成11年栃木県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第52条— <u>第55条</u> ） 附則  第54条 略  <u>（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）</u> <b>第55条</b> <u>条例第39条の2の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して30年を経過する日までの期間とする。</u>	目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第52条— <u>第54条</u> ） 附則  第54条 略

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	規 模 の 要 件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地 域
1 略			
2 条例 別表第 2号に 掲げる 事業	(1) ダムの新築の事業（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の水面の面積（以下「水面面積」という。）が50ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）	(1) ダムの新築の事業（水面面積が37.5ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）	(1) ダムの新築の事業（水面面積が25ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	規 模 の 要 件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地 域
1 略			
2 条例 別表第 2号に 掲げる 事業	ダムの新築の事業（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の水面の面積（以下「水面面積」という。）が50ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）	ダムの新築の事業（水面面積が37.5ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）	ダムの新築の事業（水面面積が25ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）

(2) ダムの改築の事業（水面面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。）	(2) ダムの改築の事業（水面面積が37.5ヘクタール以上増加するものに限る。）	(2) ダムの改築の事業（水面面積が25ヘクタール以上増加するものに限る。）
--	--	--

3～18 略

備考 略

別表第2（第27条関係）

対象事業の種類	行 為
1 略	
2 別表第1の2の項に該当する対象事業	(1)～(5) 略 (6) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可の申請、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第88条第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更

3～13 略

14 別表第1の14の項に該当する対象事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可の申請、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第88条第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更
-----------------------	---

15～18 略

備考 略

--	--	--	--

3～18 略

備考 略

別表第2（第27条関係）

対象事業の種類	行 為
1 略	
2 別表第1の2の項に該当する対象事業	(1)～(5) 略 (6) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可の申請、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更

3～13 略

14 別表第1の14の項に該当する対象事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可の申請、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更
-----------------------	---

15～18 略

備考 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(環境森林政策課)

**栃木県規則第24号**

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則**

栃木県農業大学校規則（昭和59年栃木県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第8条関係)

※受験番号

入学願書

年 月 日

栃木県農業大学校長 様

(ふりがな)

男

氏 名

女

生年月日 年 月 日生 ( 歳 )

写真貼付欄

縦 4 cm

横 3 cm

貴大学校に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

入学希望学部 学科専攻名	<input type="checkbox"/> 農業生産学部		<input type="checkbox"/> 農業経営学部	
	第1志望	学科	専攻	いちご学科
	第2志望	学科	専攻	
	第3志望	学科	専攻	
現住所	〒 _____ TEL (携帯電話番号) _____			
連絡先 (本人以外)	〒 _____ 住所 _____ (ふりがな) _____ TEL _____ 氏名 _____ 本人との関係 _____ <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
最終学歴	区分	学校名	学科・課程等	卒業等年月
	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 大学・短大 <input type="checkbox"/> 大学院		<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 (修了) <input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 見込

- 備考 1 各欄の該当事項を記入し、又は□にレ印を付すこと。  
2 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経営技術課)

栃木県規則第25号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(契約書等の省略) <b>第142条</b> 課長又は公所の長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書等の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が <u>200万円</u> 未満のとき。 (2)～(4) 略 2 略  (公有財産、債権、重要物品及び基金の増減異動報告) <b>第171条</b> <u>財産活用課長</u> は、毎年度公有財産及び基金の当該年度中の増減異動について、翌年度の6月末日までに会計管理者に報告しなければならない。 2・3 略  <b>別表第3</b> （第4条関係） 1 略 2 特定決裁事項及び特定専決事項					(契約書等の省略) <b>第142条</b> 課長又は公所の長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書等の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が <u>100万円</u> 未満のとき。 (2)～(4) 略 2 略  (公有財産、債権、重要物品及び基金の増減異動報告) <b>第171条</b> <u>管財課長</u> は、毎年度公有財産及び基金の当該年度中の増減異動について、翌年度の6月末日までに会計管理者に報告しなければならない。 2・3 略  <b>別表第3</b> （第4条関係） 1 略 2 特定決裁事項及び特定専決事項				
区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項	区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
財政課	1 この規則に基づく次の事務	(1) 略	(1)・(2) 略	(1)・(2) 略 <u>(3) 栃木県地域振興基金に係る寄附の受入れの決定</u>	財政課	1 この規則に基づく次の事務	(1) 略	(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
県民協働推進課	1 この規則に基づく次の事務			(1) <u>輝くとちぎの人づくり推進基金に係る寄附の受入れの決定</u>					





共通					共通				
環境 森林 政策 課	1	<u>この規則に基づく次の事務</u>			(1) <u>とちぎの 元気な森づ くり基金に 係る寄附の 受入れの決 定</u>				
経営 支援 課	1	<u>この規則に基づく次の事務</u>			(1) <u>栃木県ス タートアッ プ企業応援 基金に係る 寄附の受入 れの決定</u>				
略					略				
会計局 会計 管理 課	1	略				1	略		
					2	<u>栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県 条例第46号）及び栃木県収入証紙条例施 行規則（平成16年栃木県規則第32号）に 基づく次の事務</u>			
						<u>(1) 収入 証紙売 りさば き機関 の決定</u>	<u>(1) 指定人の 氏名等の変 更届出の受 理</u>		
						<u>(2) 収入 証紙売 りさば きの指 定</u>	<u>(2) 指定人の 売りさばき の廃止届出 の受理</u>		
						<u>(3) 収入 証紙売 りさば きの指 定の解 除</u>			
	2	略				3	略		
	3～5	略				3～5	略		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(会計局会計管理課)

栃木県規則第26号

栃木県飼料検定条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福田 富一

栃木県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

栃木県飼料検定条例施行規則（昭和53年栃木県規則第62号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(畜産振興課)

栃木県規則第27号

栃木県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則

(栃木県収入証紙条例施行規則の廃止)

第1条 栃木県収入証紙条例施行規則（平成16年栃木県規則第32号）は、廃止する。

(栃木県漁船法施行細則の一部改正)

第2条 栃木県漁船法施行細則（昭和27年栃木県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中

収入証紙  
(消印しないこと)

を削る。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第3条 と畜場法施行細則（昭和29年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

収入証紙  
ちよう付

及び「、手数料（ 円）を添えて」を削る。

別記様式第11号中

収入証紙  
貼 付

を削る。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第4条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和30年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第7号から別記様式第9号までの規定中

収入証紙欄

を削る。

(栃木県養蜂振興法施行細則の一部改正)

第5条 栃木県養蜂振興法施行細則（昭和31年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないこと。）

を削る。

(死体解剖保存法施行細則の一部改正)

第6条 死体解剖保存法施行細則(昭和31年栃木県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中 「

証 収 紙 入
------------

」 及び 「二 収入証紙をちよう付し、消印しないこと。」 を削る。

(栃木県木材業者登録条例施行規則の一部改正)

第7条 栃木県木材業者登録条例施行規則(昭和33年栃木県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中 「

栃木県収入証紙 ちよう付欄
------------------

」 を削る。

(奥書証明手数料に関する規則の一部改正)

第8条 奥書証明手数料に関する規則(昭和35年栃木県規則第92号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 「

収入証紙 貼付欄
-------------

」 を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 官公署等に提出する書類等として特に様式を規定されているものについては、この様式によらないことができる。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第9条 都市計画法施行細則(昭和45年栃木県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別記様式第14号の2中

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 栃木県知事 様  申請者住所 氏名	※手数料欄
---	-------

を

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 栃木県知事 様  申請者住所 氏名	
---	--

に改

める。

別記様式第19号中

<p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の建築についての制限の特例許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>
--	---------------

を

<p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の建築についての制限の特例許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名</p>	
--	--

に改

める。

別記様式第20号中

<p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物の新築（改築、用途の変更）又は特定工作物の新設の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>
---	---------------

を

<p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物の新築（改築、用途の変更）又は特定工作物の新設の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名</p>	
---	--

に改

める。

別記様式第22号中

<p>都市計画法第45条の規定により開発許可を受けた地位の承継の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p>	<p>※ 手数料欄</p>
---	---------------

を

申請者住所 氏名	
-------------	--

都市計画法第45条の規定により、開発許可を受けた地位の承継の承認を申請します。 年 月 日 栃木県知事 様	申請者住所 氏名	に改
---	-------------	----

める。

(栃木県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

**第10条** 栃木県開発登録簿閲覧規則（昭和45年栃木県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中	※ 手数料欄 栃木県収入証紙をちよう付し、 消印はしないでください。	を削る。
------------	--	------

(林業種苗法施行細則の一部改正)

**第11条** 林業種苗法施行細則（昭和45年栃木県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中	栃木県収入証紙 ちよう付欄	を削る。
------------	------------------	------

別記様式第 5 号中

※栃木県収入証紙ちよう付欄	を削る。
---------------	------

別記様式第 6 号中

栃 木 県 収 入 証 紙  ち よ う 付 欄	を削る。
--------------------------------	------

別記様式第 7 号中

※栃木県収入証紙、ちよう付欄	を削る。
----------------	------

(栃木県立産業技術専門校規則の一部改正)

**第12条** 栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（その 1）及び（その 3）（表面）中	栃木県収入証紙 ちよう付欄（消印 は、しないこと。）	を削る。
------------------------------	----------------------------------	------

(栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正)

**第13条** 栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

栃木県収入証紙 ちょう付欄（消印 は、しないこと。）	受	※ 第 号	を
	付	※ 年 月 日	

入学試験料納付日	年 月 日	受	※ 第 号	に
		付	※ 年 月 日	

改める。

(栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

**第14条** 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年栃木県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

収入証紙等 貼付欄		を削る。
--------------	--	------

別記様式第8号中

収入証紙等貼付欄		を削る。
----------	--	------

(温泉法施行細則の一部改正)

**第15条** 温泉法施行細則（昭和62年栃木県規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号まで、別記様式第3号の3から別記様式第3号の5まで、別記様式第12号の2から別記様式第12号の5まで、別記様式第12号の7、別記様式第13号から別記様式第14号の3まで及び別記様式第20号の2中

手数料		を
栃木県収入証紙貼付		

削る。

(栃木県優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則の一部改正)

**第16条** 栃木県優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則（昭和63年栃木県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

<p style="text-align: center;">優 良 宅 地 認 定 申 請 書</p> <p>租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハの規定に基 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ</p> <p>づき、優良な宅地（同法第31条の2第2項第14号ハ又は第 62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては 住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成 であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: right;">認定申請者 住所 氏名</p>	<p>※手数料欄</p>
--	--------------

を

<p style="text-align: center;">優 良 宅 地 認 定 申 請 書</p> <p>租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ</p> <p>の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては住宅 建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: right;">認定申請者 住所 氏名</p>	
--	--

に改め

る。

別記様式第7号中

<p style="text-align: center;">優 良 宅 地 認 定 申 請 書</p> <p>租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イの規定に基 第63条第3項第5号イ</p> <p>づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定 を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p>※手数料欄</p>
---	--------------

を

栃木県知事                    様  認定申請者 住所  氏名	
--	--

優良宅地認定申請書	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ
の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。	
年    月    日	
栃木県知事                    様	
	認定申請者 住所  氏名

に改め

る。

別記様式第9号中

優良住宅認定申請書	※手数料欄
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号
の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。	
年    月    日	
栃木県知事                    様	
	認定申請者 住所  氏名

を

優良住宅認定申請書	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号
の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与	

する旨の認定を申請します。

年 月 日

栃木県知事 様

認定申請者 住所

氏名

に改め

る。

(計量法第19条の規定による定期検査の申請書の様式に関する規則の一部改正)

第17条 計量法第19条の規定による定期検査の申請書の様式に関する規則(平成6年栃木県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

栃木県収入証紙  
ちょう付欄

を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成16年栃木県規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号の2から別記様式第6号の4まで及び別記様式第7号から別記様式第9号までの規定中

栃木県収入証紙貼付欄

を

削る。

(栃木県県税条例施行規則の一部改正)

第19条 栃木県県税条例施行規則(平成17年栃木県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第33号中「証紙ちょう付欄」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和7年栃木県条例第22号。以下「廃止条例」という。)附則第4項の規則で定める金額は、廃止条例第1条の規定による廃止前の栃木県収入証紙条例第8条の規定により買い受けた栃木県収入証紙の証紙面金額に相当する金額から、平成23年4月1日以降に発行された栃木県収入証紙にあっては当該証紙の証紙面金額の100分の3に相当する金額に100分の110を乗じて得た額を、同日前に発行された栃木県収入証紙にあっては当該証紙の証紙面金額の100分の3に相当する金額に100分の105を乗じて得た額を、それぞれ控除した金額とする。

3 この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(会計局会計管理課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第1号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（条例第8条の3に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（条例第8条の3に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第2号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書等の作成の省略)</p> <p><b>第129条</b> 課所長は、第127条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書等の作成を省略することができる。この場合において見積書又は相手方の請書その他必要な書類を徴しなければならない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>200万円</u>未満のとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(契約書等の作成の省略)</p> <p><b>第129条</b> 課所長は、第127条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書等の作成を省略することができる。この場合において見積書又は相手方の請書その他必要な書類を徴しなければならない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>100万円</u>未満のとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経営企画課)